

**■議案第45号 平成29年度 電源立地地域対策交付金事業 小型動力ポンプ
付積載車整備事業に係る売買契約の締結について**

【要旨】

本町全域を管轄する高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、火災・災害時の出動や訓練など、連携強化を図りながら火災予防や防災活動に取り組んでいます。現在、18分団にそれぞれ消防車両を配備し、各分団相互の応援体制のもと町全域で活動を行っていますが、老朽化が著しい消防車両は緊急時の出動に支障を来す恐れがあるため、車両の性能や耐久性も考慮し、計画的な更新整備を図ることとしています。

大奈路分団に配備している消防ポンプ自動車は、平成5年12月登録で23年を経過（走行距離：15,169km H29.8.17時点）し、車体本体の走行装置やエンジン部等に老朽化が見られるため、整備計画に基づき今回更新を行うものです。

本事業に伴う売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契約件名	平成29年度 電源立地地域対策交付金事業 小型動力ポンプ付積載車整備事業	
納入場所	四万十町 古市町 地内	
契約金額	10,368,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 768,000円)	
契約の相手方	住所 高知市葛島4丁目2番29号 氏名 有限会社 共栄防災設備 代表取締役 小松 晃一	
購入備品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン 2,900cc以上
	艀装	・スライドダウンポンプ昇降装置 ・ポンプ用充電器 ・荷台内座席（2席） ・付属品取付等荷台内装備
	付属品及び取付品	・車載型デジタル簡易無線機 ・赤色警光灯、LED照明灯、サイレンアンプ ・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全帯 ・消防ホース、ホース巻取装置、消火栓開閉金具 等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。